

平成 20 年度「我が国のバイオマス研究機関等データベース作成（第 2 ステップ）」 仕 様 書

1. 目的

財団法人新エネルギー財団（以下 NEF と云う）が平成 20 年度事業として外部に発注する、「我が国のバイオマス研究機関等データベース作成（第 2 ステップ）」業務について仕様を示す。

2. 背景と概要

NEF では、平成 19 年度に東アジア諸国におけるバイオマスエネルギーの導入促進支援の一助とするために、我が国の「バイオマス研究機関等データベース」（以下、データベースと言う）を整備し、NEF のホームページ (<http://www.nef.or.jp/>) 上で公開している。これは第 2 回東アジアサミット（2007 年 1 月）で「エネルギー安全保障に関するセブ宣言」で発表された日本政府の「エネルギー協力に関するイニシアティブ」による事業の一つとして実施するものである。

この目的のもと平成 19 年度にデータベースを構築したが、平成 20 年度は第 2 ステップとして、平成 19 年度に整備したデータ、システムに対して、東アジア各国からの研究者等の受入に関するデータ他を追加し、データベースの充実を図るものである。

データベースの概要は以下のとおりである。

2.1 データベースの使用目的

日本国内のバイオマスエネルギーに関係した研究を実施している機関、企業等に関する情報から構成されており、東アジア各国が、自国の状況に適合したバイオマスエネルギー関連の研究や事業について、共同研究、研修、調査等の実施検討の参考とするために作成したものである。表示は邦文のページ及び、同一内容の英文ページから構成されている。

2.2 平成 19 年度版データベース (<http://asiabiomass.nef.or.jp/>) の内容

1) 機関の数（合計 485 機関：研究室レベルの分類も含む）

- ・研究機関：90 機関
- ・地方自治体：185 機関
- ・大学：88 機関
- ・民間企業：122 機関

2) データの根拠

インターネット上に公開されているバイオマス関連研究機関、企業等のホームページの情報（2007 年 10 月～2008 年 2 月の間のデータを使用）

3) 検索・閲覧できる内容

バイオマス関連団体を「団体名」、「バイオ種類（木質燃料、バイオガス、バイオエタノール、バイオディーゼル、炭化、その他（LCA 評価等）」、「地域」、「団体区分（研究機関、地方自治体、大学、民間企業）」で分類し、定められた分類又はフリーワードで検索することができる。

3. 要求事項

3.1 設計要求

現在運用中の平成 19 年度版「バイオマス研究機関等データベース」に対して、新たな情報を調査しデータとして追加する。更にデータベースシステムの解析機能の充実や運用を通じて明らかになった課題を改善し、データベースの有用性の向上を図る。

設計は以下について実施する。

1) データの追加

以下について調査し、情報の追加収集を行いデータベースの拡張を図る。データの収集においては、電話、メールによる調査のほか、訪問調査等を含めるものとする。下記の a. b. c についての調査は、H19 年度版にある機関のうち主要な 100 機関以上に対して実施するものとする。なお、調査の結果、情報の提供が受けられない場合はその旨記録する。

- a. 設備の原料（入力）と最終生成物、残渣（出力）の種類
- b. 保有するバイオマスエネルギーに関連する研究、製造設備の種類・規模（生産量、能力）、生産実績等
- c. 東アジア各国からの共同研究、研修、訪問、見学等の申し込みに対する受入意志、希望の有無、受入に条件等があればその内容。
- d. バイオマスエネルギー関連事業体の追加
平成 19 年度版データベースは、バイオマスエネルギーに関連する自治体、NPO、民間企業等を含んでいるが、研究を実施している組織に限っている。H20 年度の改修に当たっては、研究行為に限定せず、バイオマスエネルギーに関連する事業を行っている自治体、NPO、民間事業会社等のデータを主要な 100 以上の事業体（上記 a. b. c で内容を追加した 100 件の機関とは別に）について追加すること。
- e. データの根拠、出所、データの記載や使用上に制限がある場合はその内容（ウェブサイトへの記載は不要）

2) データの更新

平成 19 年度版データベースに含まれる 485 機関について、運用開始後の変更の有無を確認し変更があったものについてデータを更新する。なお、対象機関が統合・改廃等によって変更があった場合は、それを反映したものとする。

3) 使いやすさの改善

データベースをより見やすく、検索をより迅速化する等の使いやすさを改善する。改善は以下に示す各事項のほか、受託者の提案する項目で NEF の同意する事項を行う。

- a. 研究機関等の名称拡張：研究機関等名から検索する場合、正式なフルネームを用いてアクセスできるようになっているが、よく知られた短縮形名称を用いても検索可能にする。
(例：「産業技術総合研究所」は「産総研」や「AIST」他から、「新エネルギー・産業技術総合開発機構」は「新エネルギー産業技術総合開発機構」や「NEDO」他から、「東京工業大学」は「東工大」、「東京工大」等からもアクセスできること。英文も同様)
- b. プルダウン検索機能の充実：(例：検索時、研究機関等の名称の頭の数文字を入力した場合、候補機関がプルダウン表示される等)
- c. 検索画面の整理、編集：データベースの検索画面をより見やすく、使いやすく改善する。
(例：再検索時に前の入力文字を残す、都道府県選択ページの地区別集約、配列整理、等必要な箇所についてホームページの再デザインを行う等)
- d. その他有効な改善事項

4) アクセス状況解析機能の充実

本データベースは利用状況の解析機能を持っているが、解析機能の充実と使いやすさの向上を図る。具体的には、アクセスの多い日本の機関、利用の多い国、外国機関、バイオマス分野別の利用頻度等、データベースの改良に役立てるほか、バイオマス分野の認識等の情報が容易に取得できるものとする。充実させる内容は以下に示す各事項のほか、受託者の提案する項目で NEF の同意する事項を行う。

- a. 月別のアクセス件数表示
- b. 詳細ページアクセスのアクセス上位団体の表示（期間指定が可能なこと）
- c. バイオマス分野クリック件数取得、表示
- d. アクセス件数の国別件数取得、表示
- e. その他有効な改善事項

5) アクセス数アップのための改修

本データベースの目的である東アジア各国のバイオマスエネルギー関連機関からの利用の活発化を図るため、アクセスしやすい、検索エンジンからヒットしやすい改修を実施する。

- 6) NEF ホームページ (<http://www.nef.or.jp/>) 上で、アジアバイオマス事業の周知、広報（特に東アジア各国に対して）を行うコンテンツを作成しそのバナー（邦文及び英文）を設置する。

7) システムの改修

- a. 平成 20 年度版データベースの維持運用に適合するように、データベース検索システムを改修する。改修に当たっては、年次改訂、改訂管理等の維持の容易さ、操作の容易さ、拡張性

等を考慮するものとする。

- b. データベースを収納している既存のデータベースサーバに、本事業で開発したデータベースをインストールしシステム環境を設定する。

3.2 品質要求

- 1) レビューへの対応：本業務の進捗に合わせて、NEF は開発進捗状況、データセットの内容、画面デザイン、操作性他について確認のためデザインレビューを開催することがある。その場合、受注者は対応すること。
- 2) 運用試験：完成したデータベースは、納入前にローディングし、試験運用を行って実運用環境下で、意図した機能を有すことを確認すること。
- 3) 瑕疵保証：受託者は納入後 1 年間、データベースの設計、品質を原因とする不具合について、所期の機能を実現できるよう無償で改修するものとする。

4. 支給品目

本事業の実施に当たって、NEF から受注者に請負事業の実施に必要な H19 年度データベースに関する以下の資料、情報等を支給する。これらは事業終了後返却すること。

- 1) 取り扱い説明書
- 2) データベースコンテンツ（データセット）
- 3) その他、本年度業務の遂行に必要な品目（ソースコードは支給しない）

5. 納入品目

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1) データセット | 1 式 |
| 2) 検索システム | 1 式 |
| 3) ホームページソフトウェア | 1 式 |
| 4) 操作説明書（紙及びデジタルデータ） | 1 式 |
| 5) 成果報告書（本事業の内容、成果について記述したもの） | 1 式 |

6. 納入期限

平成 21 年 3 月 16 日（月）

7. 検収・支払い

- 1) 受託者は、業務完了後 5 項に示す品目を NEF に納入すること。NEF は納入物が仕様書に示した内容を満たしているか確認の上、最終的な支払い金額を決定する。その後受託者は速やかに請求書を NEF に提出すること。
- 2) NEF は上記の請求書受領後、40 日以内一括現金（銀行振り込み）にて支払う。

8. その他

本仕様書に定めのない事項、または内容に関する疑義が発生した場合は、発注者と受託者は誠意をもって協議によって定めるものとする。